

令和5年5月2日

保護者の皆様

四国中央市教育委員会
教育長 東 誠

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

桜若葉がみずみずしい季節となりました。保護者の皆様には、日頃より、学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されることとなりました。5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。移行後の学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について、下記のとおりご確認いただき、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

記

1 感染症対策について【お願いしたいこと】

- 毎日の検温結果の学校への報告等の必要はありませんが、毎朝の体調の確認につきましては、今後も継続してお願いいたします。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず、自宅で休養することが重要です。習い事なども控えるようにしてください。
- 換気や手洗い等の手指衛生や咳エチケットの感染症対策は、感染拡大防止に有効とされています。（清潔なハンカチ・ティッシュは感染症対策のための持ち物として必要です。）
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することなどの措置を一時的に講じることもあります。

2 出席停止等の扱いについて

- 児童生徒が陽性となった場合は、直ちに学校への情報提供をお願いします。
- 濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなりましたので、同居している家族等が新型コロナウイルス感染症に感染したことが分かっても、学校への報告の必要はありません。また、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。不安がある場合は学校にご相談ください。

- 児童生徒の感染が判明した場合のみ、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。5類感染症に移行したこともあり、発熱等の症状があることをもって、一律に出席停止として扱うものではありません。

【出席停止期間】

【陽性の場合】

「発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。

※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用にご協力ください。また、出席停止期間は、医療機関等の指示によります。
- 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があつて、他に手段がないなど、登校に不安がある場合は学校へご相談ください。
- 児童生徒が出席停止等の措置を取る場合には、クロムブック等を活用した学習保障も積極的に行ってきます。各学校へご相談ください。

3 マスクの着用について

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とします。咳やくしゃみの際は咳エチケットをお願いします。但し、次のような場合にはマスクの着用をお願いする場合があります。
 - ・ 校外学習で混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・ 校外学習で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
 - ・ 感染症流行時など
- 基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望したり、健康上の理由からマスクの着用ができなかったりする児童生徒もいることから、マスクの着用の有無による偏見等が起きないように学校でも指導をしています。ご家庭でもご理解いただきますようお願いいたします。

4 感染症に係る学校の対応について

本市の小中学校で学校関係者に感染者が出た場合、必要に応じて当該の小中学校を一部(学級・学年)を休業とします(休業の期間は概ね3日程度)。その後、感染の広がりを見ながら休業の延長や一部解除等、その後の必要な措置を取ることとします。感染の広がりが見られない場合は、休業を行わないこともあります。

なお、中学校においては部活動の停止を行うこともあります。ご協力願います。

5 感染症に係る差別の未然防止の取組について

四国中央市教育委員会では、令和2年度から、シトラスリボン運動に全ての小中学校が取り組み、感染症に係る差別の未然防止に向け人権・同和教育を推進しています。いわれなき人権侵害の発生を防ぐために、一人一人の子ども・保護者・教職員の人権が大切にされる学校づくりに引き続き取り組んでまいります。ご協力願います

※ 本対応については、国、県の方針や感染状況により今後変更する場合があります。